

## 平成24年度新宿区外部評価委員会第1部会 第2回会議要旨

### <開催日>

平成24年7月6日（金）

### <場所>

区役所本庁舎6階 第3委員会室

### <出席者>

外部評価委員（5名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（3名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当2名

説明者（6名）

計画事業47「地域防災拠点と避難施設の充実」、138「防災活動拠点の整備」、

51「地球温暖化対策の推進」、139「アスベスト対策」、

56「玉川上水を偲ぶ流れの創出」、52「清潔できれいなトイレづくり」、

58「新宿らしい都市緑化の推進」

危機管理課長、四谷特別出張所長、大久保特別出張所長、環境対策課長、

建築指導課長、みどり公園課長

### <開会>

#### 1 ヒアリングの実施

##### 【部会長】

皆様おはようございます。

外部評価委員会の第1部会を開催したいと思います。

本日は、計画事業の外部評価に当たり、お手元の進行予定表のとおりヒアリングを実施したいと思います。

外部評価委員会はテーマごとに、委員会を3つの部会に分けています。この第1部会のテーマは、まちづくり・環境・みどりです。

##### <委員紹介>

今回は、実行計画の最終年度の評価となりますが、計画事業の内容を初めて目にする委員も多いため、できるだけ多くの事業をヒアリングしたいという方針のもと、ご出席をお願いいたしました。

本日は、1つの事業につき概ね20分の想定でヒアリングを行います。前半、7～8分程度で事

業の概要をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もございます。

それでは、早速ですが、計画事業138番「地域防災活動拠点の整備」の事業について、危機管理課長、四谷特別出張所長、大久保特別出張所長からご説明をお願いいたします。

**【説明者】**

138番の「防災活動拠点の整備」ですけれども、これは表題だけでは何かわからないと思いますが、小滝橋地域防災活動拠点、上落合防災活動拠点、この2カ所を拠点にしていろいろな活動を展開する、そのため、建替えあるいは改修を行うというものです。

お手元の地域防災計画13ページの第1章、計画の方針、第1節、計画の目的に示されておりますように、一番冒頭、災害対策基本法第42条に基づきとあります。各自治体ごとに会議を設置して、防災の計画を設定する新宿区の防災計画がございます。震災予防対策、それから応急対策、復旧復興計画、大きく分けるとこの3つになりますが、こういった計画を策定することになっています。

今、紹介申し上げました防災活動拠点の整備につきましても、87ページ、第1章、第2部の第6節、災害活動対策の整備ということで、事前の震災予防計画の中に、さまざまな設備を整備するということが記載されております。第7節、防災活動拠点の整備に、上落合防災活動拠点の整備、それから小滝橋地域防災活動拠点の整備が位置づけられております。

上落合防災拠点につきましては、区の広域的な備蓄倉庫、それから実際の震災時には救援物資の集積地となります。区外から沢山の救援物資が来ますので、そういったものの集積地、それから落合地域の輸送拠点としての機能を有している。建物が老朽化しておりますので、建替えを行いますけれども、それに際し、区の初動体制を整えるために防災職員住宅を併設します。昨年度設計を行い、今年度建替え工事を行っております。

小滝橋地域防災活動拠点は、職員が地域で応急活動を行うための拠点として施設を確保する中で、災害活動資機材置場、作業スペース、災害活動対策室を設置し、実際に災害活動を行ったときには職員が詰めて指揮、対応、計画を練るための整備を行っております。ここは区の福祉施設を廃止したそのままを防災拠点として活用するということです。

総合評価では、小滝橋地域防災活動拠点、上落合防災活動拠点は、共に整備に向けて計画どおりに進捗していると評価しています。

上落合防災活動拠点は、元々区の防災活動拠点で、地域の防災倉庫を設け、防災活動拠点として現在も設置していますので、効率的に施設を利用するための整備が進んでいます。

こういった整備をして地域防災活動拠点ができると、さらに地域防災力の向上が期待でき、今後は小滝橋地域防災活動施設と上落合地域防災活動拠点の一体的運用を図っていくことになります。ハード面で整備ができましたら、次にソフト面で一体的な運用を図っていく必要があります。上落合防災拠点に今後新しく職員住宅もできますので、そこと一体となって運用していきたいと思っております。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、質問等がありましたら、お願いいたします。

私の方からよろしいですか。今後、一体的運用ということで、ソフト面のことも考えていかなければいけないというお話がございましたけれども、具体的な内容が何かありましたらお願いしたいということと、今回の拠点の整備は、3.11を踏まえて何か新たに工夫したこと、例えば整備にこういうものを加えるとか、そういうものがありましたら教えてください。

**【説明者】**

まず、具体的運用ですけれども、先程申し上げましたように、上落合では職員住宅を新しく建設する。これは発災した際に初動体制を立ち上げなければいけないという意味もありまして、現在職員住宅は36戸あるのですが、それにつけ加えて6戸建設します。さらに、今後も建設の予定があります。

そういった中で、東側には防災センターがありますけれども、西側にはそういった拠点となる場所がございませんので、この上落合防災活動拠点と小滝橋を一体として、西側の拠点として認識しています。特に上落合につきましては、元々備蓄倉庫、災害時の輸送物資の拠点、救援物資の集積地という機能がありますので、そこに職員を派遣をして、そこで一体的な運用を図っていきたいということです。

小滝橋につきましては職員の詰め所となりますので、ここで地域のさまざまな情報を収集し、上落合の防災拠点と一体となって地域の輸送、配送を指揮命令するというような拠点となって、情報収集ができることになるということです。

3.11に関しては、東日本大震災のときに避難所を開いたのですが、物資が足りなくなりました。輸送しようと思ったのですが大渋滞でできなかったということもありまして、今、全区的に備蓄物資の適正配置計画をつくろうとしているところです。特に上落合につきましては、ここを落合地域の拠点として、避難所にどうやって配送していくか、あるいは学校避難所を中心として、逆にそののランチとして、リヤカーなど車を使わなくても物資を運べるような位置付けにしていきたいと考えています。

**【部会長】**

そのために倉庫を大きくするとか、そういうことは特にしてないということですね。

**【説明者】**

はい、そうです。

**【部会長】**

わかりました。

**【委員】**

落合の拠点の広さはどのくらいあるのですか。市ヶ谷と同じような訓練だとか備蓄という形でできるかどうか。

**【説明者】**

それは、できないですね。敷地面積は864.46㎡、建築面積は251.77㎡です。これは輸送拠

点でもありますし、あるいは地域の方たちもここに集まって活動するというので、ある程度敷地はとってあります。平常時は地域の方に開放して、交通安全運動の活動や防災訓練もやっていただいていますし、お祭りや盆踊りもここでやっていただいています。そういったことから、ある程度は敷地はとってあるのですが、そんなに広くは取れないということです。もともと備蓄倉庫等になっており、そういった機能をあわせ持っているということで、それなりの敷地は有しているということです。

**【委員】**

避難所が学校とかになると思うのですけれども、その中で、例えば避難所を基点にして半径500m以内とか、そういうことはやったことはあるのですか。

**【説明者】**

先程お答えしたような物資の適正配置計画をつくらうとしています。それは避難所を中心に、備蓄物資をどのように配送していくのか、あるいは物資をどのように適正に配置していけばいいかということを計画し、それから配置替えをしていくということです。

**【委員】**

そうですね。人口密度とか、その建物の高さ等で違うと思うのですけれども、円で囲んでいくと、漏れてきたところが出てきてしまうと思うので、この漏れたところはどこからどこに行ったら近いのか。近いところへ行くのだらうけれども、なるべくうまく円をかいて、それに全部網羅し、漏れたところがなくなるように、新しい拠点をつくることもいいと思います。

**【説明者】**

それにあわせて、やはり避難所を中心とした備蓄も適正配置も考えていく必要があります。ただし、実際そうなるには、かなり住民の方にも協力していただくとか、そういったこともやっていかなければいけないので、避難所での協議会ですとか、地域の防災協議会とか、そういったところにご協力を求めていくということです。

**【委員】**

1つの備蓄倉庫がカバーできる範囲は明確になっているのでしょうか。それから、36戸という職員住宅の計画ですけれども、その人たちで初動体制が保たれるのか。もう一つは、ここにそういう施設があるのをどのくらい住民が知っているのか、どのような手段でそれを知らしめているのかということをお聞きしたいです。

**【説明者】**

1点目は、まずは拠点ということで、山手線の東側には防災センターがございますけれども、西側には何もないので、小滝橋と、もともと上落合は物資の集積所ございました上落合を一体として拠点として使っていこうと。本当に大きい地震が来たときに寸断されてしまうということも懸念されますので、そういうところもあって東西に拠点をつくっておくということです。

それから、職員については、現在、約3,000人のうち310名程度は区内に住んでおります。その他に、危機管理課や管理職、総務課の職員が特別非常配備態勢に位置づけをされております。これは、夜間、休日、時間外に、それぞれ行く先が指定されています。また、我々は携帯で登

録して、何かあったときには参集するという事になっています。そういった特別非常配備態勢を使いながら、いざというときにはそれぞれの持ち場に参集して活動する。

ちなみに、一昨年度、BCP計画（新宿区の事業継続計画）をつくりました。そのときに、全職員の自宅と参集する場所の距離を測ったところ、大体5時間で1,000人ぐらい集まれます。これは机上の計算ですけれども、そういう結果が出ておまして、今後、さらに民間に委託している事業、例えば指定管理者に委託しているところとも協定を結びながら、区の職員と同じように災害活動をできるような形で体制準備を行っていかうと思います。

それから、周辺の住民に対する周知ですけれども、もともと周辺の町会にも備蓄倉庫の一部を集会室などを使っていただいております。また、日ごろから、交通安全運動や防災週間など、そういったときの活動用に町会に使っていただいているので、周辺住民の方には周知されているということです。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、計画事業47番の「地域防災拠点と避難施設の充実」について、引き続きご説明をお願いします。

**【説明者】**

地域防災拠点と避難施設の充実、これもまた事業名だけではよくわからないと思いますけれども、2つの事業があります。1つは皆様に地震のときに情報を伝える地域防災無線。これは屋外の区の施設である公園の防災スピーカーを整備していく、あるいは町会に配っている防災ラジオを整備していく事業です。もう一つは、特別出張所が各地域の本部になりますので、その非常用電源を整備していくという事業です。

地域防災計画85ページ第6章、災害活動体制の整備の第5節で情報機器の整備がございます。ここに情報系というのがあります。これは、避難勧告や災害情報のことです。特に、防災区民組織に伝達するために、屋外拡声子局、屋外スピーカーを設置することが計画に位置づけられております。

もう一つ、非常用電源につきましては、92ページに、第5節、災害応急活動施設の整備と書いてございます。区の施設は、災害が起こったときには、災害の活動拠点として位置づけられており、災害応急活動施設の中で、地域本部は各特別出張所です。区役所には当然、非常電源は配備しておりますが、各特別出張所も非常用電源を配備していく工事を実施するというものが2つ目の項目でございます。

評価につきましては、災害情報システムの整備は、整備工事を全て完了いたしました。また、各特別出張所の非常用電源の整備につきましても、予定どおり、計画してきた箇所の整備が全て終了したということで、計画どおり終了いたしました。

この情報システムにつきましては、こういった時にこういった情報を皆様方に適切に流していくかということが課題であり、今後検討を行っていくというところであります。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何か質問等ありましたら、お願いします。

**【委員】**

非常電源の動力電源は何ですか。

**【説明者】**

四谷の地域センターで23年度に工事を行いました。四谷の場合、発電機はガスタービンの発電機で、燃料につきましてはA重油という特に質のよい重油です。運転可能時間は48時間です。

大久保地域センターは、原動機は普通のディーゼルで、燃料は同じく重油になります。大久保につきましても、48時間の運転可能時間です。

他の地域につきましても、概ね48時間から60時間を基準として改修を行っております。

**【委員】**

その電源は、電源をいただきに行くことはできるのですか。例えば蓄電したりとか、そういうのはできないのですか。

**【説明者】**

この非常電源の使い道ですけども、まず、スプリンクラーですとか建物の消防系の設備の方に優先的に回ります。それと同時に、火災時にはエレベーターを使って消防隊が入るため、非常用のエレベーターを動かす電源にもします。四谷の場合、2階から6階等までが事務室フロアになるのですが、災害時は2階が地域本部になりますので、この地域本部の運営を行うための照明及び地域本部の電源がまず主な電源の供給先になります。

大久保につきましても基本的には同じで、地域本部になる事務室関係と、地域センターが3階・4階にあるのですが、地域センターは帰宅困難者の一時滞在施設として地域防災計画に位置づけられましたので、例えば大久保の地域センターですと4階の多目的ホール、それから3階の和室部分につきまして、非常電源で48時間対応できるようになっております。

**【委員】**

障害者に対しての情報伝達というのはどういうふうにご考えられていますか。

**【説明者】**

これはまだ数例しかないのですが、聴覚障害者のために時計型のお知らせするものを配備する、あるいはこれは4か所の避難所ですが、手話通訳者の方に協力していただいて、手話通訳をやっていただく。また、昨年度、災害時要援護者プランを策定しました。これは高齢者の方ですとか障害者の方に対する支援をどうやってやっていくかということで、もし必要な方があれば、災害時要援護者名簿に登録していただきまして、事前に地元の町会ですとか民生委員の所属する団体にお配りして、いざというときの安否確認や避難誘導等に活用しようとして、そういった仕組みづくりを考えています。

**【委員】**

非常時に、私は障害者だということで、耳が聞こえません、目が見えません、助けてほしいということがすぐわかるような方策、区で支給までしなくていいのですが、そういう防災グ

グッズなどを考えていらっしゃるのですか。

【説明者】

災害時要援護者行動マニュアルをつかって、そういった中で今おっしゃられたようなことを計画しています。実際グッズにこういったものがあるのかという、まだそういったところまではできてないのですが、特に障害者の方は日ごろからいろんな施設に通っておりますので、災害時はそこに行く、あるいは事業者が確認していくというような用意をしています。なるべくそこで把握できるようにしていければと思います。

【委員】

聾唖の協会が、この3.11以後、私は耳が聞こえませんとプリントしてあるバンダナをつくりました。そういう団体を通して支給などができるのではないかと思うのですが。

【説明者】

手話通訳連絡会の方々にもバンダナについては確認してみます。

【部会長】

この地域防災計画は、23年度修正しているのです、多分これは3.11以降の問題を含めて書かれているのですよね。それを踏まえて、いろいろ今までの形を変えられたりしているようなお話も伺うことができたのですけれども、当初想定しているのと違う形というのは、先程お話しなさったこと以外には、特になのでしょうか。

【説明者】

帰宅困難者の問題がかなり大きくクローズアップされました。帰宅困難者の一時滞在施設としては、文化センター、各出張所に併設している地域センターのホール、区民センター、そういったところを指定しています。そこは運営に指定管理者が入っていますので、そこら辺の仕組みづくりを行っているところです。

また、例えば新宿御苑だとか中央公園などにも人がたくさん押し寄せましたので、備蓄倉庫、拠点みたいなものをつくろうという計画をしています。

【部会長】

わかりました。

よろしいですか。大体時間になりました。どうもありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

それでは、計画事業51番「地球温暖化対策の推進」について環境対策課長からご説明をお願いいたします。

【説明者】

まず、地球温暖化対策の推進の事業の概要です。これは、CO<sub>2</sub>を主とする温室効果ガス、これが人為的な理由で急速に拡大している。こういうような世界的な共通認識のもとで、これに対して基礎自治体としても何らかの取り組みをしなければならないということで、2005年に京都議定書が発効し、それを踏まえて新宿区としては2006年、平成18年2月に新宿区省エネルギー

ギー環境指針をつくったわけです。この中で、CO<sub>2</sub>の削減を目標化しました。

京都議定書を踏まえた区としての目標として、1990年比で2010年に新宿区の排出量をプラス5%に抑える、2020年にマイナス5%という目標を設定しました。そういう削減をしていくということは、新宿区の中で非常に厳しい状況でした。そうした状況の中で、今度は区の環境政策のベースになっている環境基本計画を、2008年、平成20年2月に見直しまして、より積極的に地球温暖化対策をしていくということを柱として組み入れました。

そういうことで、具体的な施策を次々と打ち出していきました。例えば、緑のカーテンですとか、打ち水ですとか、そのほか補助金の制度、太陽光発電補助、新宿エコ隊によるエコ活動など、CO<sub>2</sub>の削減をみんなで一緒にやっというものを実施したり、さまざまな対策を実施しています。

さらに、2011年、平成23年3月に、「低炭素な暮らしとまちづくりに向けて」という、新宿地球温暖化対策指針を策定しています。

これは、鳩山首相当時、世界に向けて、日本は2020年に、1990年比でCO<sub>2</sub>をマイナス25%にするという方針を出しました。それは政府の方針だったので、それを踏まえた新宿区の削減目標を設定しました。時代状況は非常に変わっておりますので、今後また方針が変更になれば、それに合わせた調整が必要になりますが、現在のところ政府の方もその方針は変えておりませんので、今現在はこの方針により動いているところです。

地球温暖化対策は、非常に大きな問題ですから、世界や日本の動きの中で行っていかねばならないことですが、基礎自治体としても地道に対策を行う必要があります。特に新宿区は事業活動が活発で23区の中でも4番目の多さ、約310万tほどのCO<sub>2</sub>を排出しております。

CO<sub>2</sub>の排出量について、新宿区の場合は業務部門、いわゆる事務所、オフィス、事業所、病院、役所もそうですが、こういうところが非常に大きなエネルギーを使っている特徴があります。

その中で、まず区が率先してCO<sub>2</sub>削減するために、例えば区の施設に太陽光発電を入れるとか、そういうこともやっていきますし、区民に対するさまざまな施策、事業者に対する啓発、呼びかけ、施策を実施していきます。

また、昨年からは節電対策も加わり、エネルギー問題という観点で、基礎自治体としても考えていかねばいけないという状況になっております。

指標もいくつか設定しておりますが、この温暖化対策のベースの指標は4番目の温室効果ガスの排出量の指標です。これは23区統一で算定してもらっています。オール東京、62市区町村でも共通の算定をしております。そのため、この算定に非常に時間がかかってしまい、我々は早く出してくれと盛んに申し入れしていますが、どうしてもデータの都合で3年遅れの検証という形になっています。

また、新宿区としては、新エネルギーと省エネルギーの補助の件数の指標ですとか、緑のカーテンの設置件数の指標、雨水タンクの設置件数、そういう指標を設定しています。緑のカーテンや補助件数は目標を上回る実績ですし、雨水タンクも区有施設の可能なところには基本的

に設置しています。

温室効果ガスの算出にはいろいろな要素があります。例えば原子力発電所が止まってしまうと、火力発電が多くなる。原子力発電はCO<sub>2</sub>をほとんど出さない発電というのに対して、火力発電はCO<sub>2</sub>が非常に出ます。そのため、電気を沢山使うと、どうしてもCO<sub>2</sub>の排出量は計算上高くなってしまいます。そういう難しさがあるのですが、一生懸命努力しているということです。目標の達成状況も、概ね良好な状態ですので、事業としては積極的により意識啓発を高め、さまざまな施策を展開していきたいと考えております。

それから、新宿エコ隊では、区民の方にいろいろな省エネ活動等をやってもらい、自分の家でどれだけCO<sub>2</sub>を削減しているか、いわゆるチェック表を作ってもらっています。現在、新宿エコ隊は区民と事業者を合わせて2,300名ほどになっております。そのため、第二次実行計画では4,000名の目標に更新しています。若い人にもっと啓発をという要望が非常に強いので、今年度、6月から区内の大学生も加えて、エコ活動の普及、またCO<sub>2</sub>のチェックをやってもらっております。

また、区民に対する補助金の制度は、太陽光補助、高効率給湯器、いわゆるエコキュート、エコジョーズなど、高効率な機器を設置する際の補助制度があります。また、事業者への補助制度は現在のところ太陽光しかありませんが、今後検討したいと思います。

**【部会長】**

ありがとうございます。質問は何かございませんか。

**【委員】**

CO<sub>2</sub>を減らすということで、達成率はここに書いてあるのですか。

**【説明者】**

最終的にはこの4番の指標の達成率で見えていくこととなりますが、先程言いましたように、これは3年遅れで出てきます。指標4の目標値に対する達成率は、20年度は43%、21年度が48%と厳しい状況です。

**【委員】**

「低炭素な暮らしとまちづくりに向けて」では、平成27年度は19年度に比べ21%減、平成32年度は41%減、62年度は50%減を目標としますということですが、この数字との兼ね合いはどのようなのですか。

**【説明者】**

これが非常に難しい状況です。京都議定書はマイナス6%と一般的に言われておりますが、その目標を踏まえて、新宿区の目標値を設定しました。2010年度まではその目標に向かって実施しておりましたが、当時の鳩山首相の発言により、2011年に新しい目標値を設定しました。2011年度からは、2020年度に1990年比で25%減というより厳しい目標です。

どのように実施したらその目標を達成できるか細かい積算をして検証しております。ただし、実際にこの目標値を設定した当時、国は原子力発電所を前提したものでしたので、原子力発電所がほとんど稼働していない現状では、電気に関するCO<sub>2</sub>排出量は相当増えてしまう、そうい

う状況はございます。

**【委員】**

わかりました。

**【委員】**

そのほかの目標は達成しているのですか。

**【説明者】**

例えば、指標1は補助件数ですが目標を上回っております。この補助の件数に関しては累計にしています。次の指標2の緑のカーテンに関しましては、累計ではなくて、各年度の目標値を設定し、各年度とも目標を達成しております。

指標3の雨水利用設備の設置に関しては、区の施設に雨水タンクを設置するという計画です。毎年10個設置することを目標としておりましたが、雨水タンクは、外付けの樋みたいなものがないとできないということもあって、時には8個や9個という年度もありました。最後の温暖化の指標4は、先程言いましたように、23区共通積算値で出ているということです。

**【委員】**

雨水の利用は、どうしているのですか。

**【説明者】**

雨水利用設備は、学校施設等に多いのですが、花壇にその水をまいてもらったり、打ち水で使ってもらったり、そういう利用をしてもらっています。

**【委員】**

本庁舎はどこにあるのですか。

**【説明者】**

本庁舎は樋が外づけではないので、できません。

**【部会長】**

この指標4の読み方がよくわからないのですけれども、平成22年度は5.0、20年～23年度は8.5になっていますがどのように読むのですか。

**【説明者】**

そうですね。実は目標値の設定は非常に難しく、これだけの資料では読みきれない部分があります。というのは、京都議定書を踏まえて、新宿区の目標を2010年のときに1990年比プラス5.0%ということは当初のビジョンでフィックスしました。新宿区の目標をプラス5%としたのは、民生部門の削減幅が少なかったためです。当時、国は民生部門や産業部門など、部門ごとに目標値を出していて、産業部門、いわゆる工場の削減幅が一番大きくしていました。新宿区は工場が少ない。民生部門の削減幅も少くない。そういうことがあって京都議定書のままに新宿区の目標値を算出するとプラス7.6となります。つまり京都議定書はマイナス6ですが、新宿区に当てはめるとプラス7.6でいいという数字になります。しかし、新宿区はより積極的に削減しようということで、プラス5%にしたということです。

**【部会長】**

ここの部分は区民の関心がすごく高いところだと思いますので、何かわかりやすい資料などがあるといいと感じました。

**【委員】**

エコ隊のCO<sub>2</sub>削減チェックシートはいいと思います。

**【部会長】**

これは個々に頑張るところですね。

数値目標とその基準が、口頭でおっしゃられたようなことを説明されているような文書があるといいなと感じましたので。

**【説明者】**

この目標値を達成するために、区民1人1人がどれだけやればいいのかなど、区民の方にわかりやすく説明するためのペーパーもつくっています。例えば町会へ説明に行くときは、こういうことをしてくださいというような具体的な説明をしております。CO<sub>2</sub>は見えないものですから、区民の方にわかりやすく説明しようと認識しております。

**【委員】**

CO<sub>2</sub>のガスをゼロにするのが最終目標ですか。

**【説明者】**

ゼロというのは、恐らく厳しいと思います。我々の目標は2050年に1990年比で50%減ということを目指しております。また、新宿区だけがやっても、これはどうしようもない話なので、できる限りCO<sub>2</sub>を排出しないということを推進しています。

例えば、木材を燃やした場合ですが、木はCO<sub>2</sub>を吸収します。木を木材にして、それを燃やした場合はカーボンニュートラルで、CO<sub>2</sub>が出てもプラスマイナスゼロとカウントします。しかし、化石燃料、石油、石炭、LNG、天然ガスなどを使って何かエネルギーとした場合はCO<sub>2</sub>が出るということです。

**【委員】**

新宿区は、基準が310万tということですか。

**【説明者】**

最新の2008年度実績が310万tで、いわゆる排出量の積算です。1990年は数値で言うと1990年の排出量は246万4,000tです。

これをきちんと説明するには、データと時間がかかなり必要になってきます。

また、新宿区の特徴としてカーボンオフセット事業をやっておりまして、伊那市、沼田市、あきる野市で、新宿区のお金を使って森林整備をしています。それでCO<sub>2</sub>を吸収してもらったのを、県等に認証してもらい、CO<sub>2</sub>の吸収量を新宿区の排出量から差し引くという、自治体では先進的に初めて取り組んだ事業です。最近ほかの自治体も少しやっていますけども。

**【委員】**

新宿の森というのがそれですか。

**【説明者】**

そうです。そこで木を植えたり間伐をしたりして、CO<sub>2</sub>の吸収を増やすということです。

【部会長】

ありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

【部会長】

それでは、次に、計画事業139番「アスベスト対策」について、建築指導課長から、ご説明をお願いいたします。

【説明者】

139番はアスベスト対策です。皆様、アスベストといいますとお聞き及びだと思いますが、戦後を通して安価で安定した材料として、建築、それから産業界に広く使われている材料です。当初はいい面ばかりで使われてきたのですが、昭和30年代ぐらいから危険性が叫ばれるようになってきました。特に、粉塵が舞い上がり、それを吸うとがんになるということで、対策が求められるというような状況になってきました。

アスベストは建物に限らず広く使われていますが、その中でもいわゆる建築材に大体9割ぐらい使われています。いろいろ法令で制限はされてきた経緯があるのですが、建築基準法で平成18年度、建物の建材に使用することが禁止されました。そういったことから、早急にアスベストをなくしていかなければいけないということで、助成事業が始まったという経緯がございます。

手段としては、実際にその建物に使われているかどうかわからないので、調査費に助成をする、あわせて、そこで発見された場合には除去工事について補助をするというものです。

この事業は平成22年度から始めていますけれども、23年度の実績としましては、調査費に対する助成が1件、それから工事費に対するものが4件です。その他に、周知徹底を図るために、ホームページや広報等でお知らせしているところです。

事業の指標・水準は、22年度、23年度、18件を目標に立てました。それに対する達成率は、残念ながら50%というところです。

この事業については、1名の担当の person 費、事業費を合わせ各年度およそ1,800万程度です。

4つの視点による評価ですけれども、アスベストの撤去は高額なものがございます。負担ということになりますと、かなりの出費もかかりますので、区が助成することについては、サービスの負担、担い手として適切なものではないかと考えております。

目標設定については、着実に進めるという点では、その助成工事の件数を対象とするものが適切であると考えています。

効果的効率的な視点というところですが、高額な工事費となり、躊躇される場合も多いかと思えます。そういった中で、建築主の方の背中を押すという意味合いからも、助成することについては意義があると考えています。

目標の達成では、50%という達成率で、結果的には低いと考えています。

総合評価については、達成の度合いがいまいちというところがございますので、計画以下ということでまとめさせていただきました。

23年度中の課題としては、まだ始まったばかりですけれども、なかなかまだ浸透してないということがありますので、PRに努めてきたところです。

さらにパンフレット、広報等で周知をしているところですが、昨年度はアスベストの調査をする非営利団体にも直接PRしてきたところです。

さらなる成果を上げるには、やはりその浸透、PRが必要だと思いますので、昨年に加え、業界団体などには積極的に働きかけていきたいと考えています。

今年度から始まる第二次実行計画の改革の方針として、当初は比較的小規模のものを対象としてきたのですが、本年度からは大規模な建物についても対象としております。加えて、PRについては一層努力をしていきたいと考えてやっているところです。

以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。

**【委員】**

昨日の午後、広報紙を見まして、頑張っているなと思っておりました。引き続きアスベストの除去に努力していただきたいと思っています。

**【部会長】**

ご意見ですね。ありがとうございます。

**【委員】**

総予算はどの程度ですか。

**【説明者】**

第二次実行計画で4か年計画されていますが、事務費等も含めまして、年間4,200万円ほどの予算です。予定では27年度までの4か年、各年度4,200万円ということで計画を進めております。

**【委員】**

耐震で補助金を出していますよね。その耐震の審査のときに、合体してアスベストのこともやっているのですか。

**【説明者】**

はい。耐震の場合には、その前段で建物診断をしますけれども、耐震のフォーラムなどの集いがあったときに、我々の事業をPRさせていただきます。ですから、建物によっては合わせて補助も出てくると思います。

**【委員】**

除去方法としてと、例えば壁にアスベストが含まれる場合は壁を取っちゃうのですか。

**【説明者】**

いろいろところでアスベストが使われていますが、例えば、板のような製品の中にアスベ

ストが入っている場合もありますが、この事業の除去費が対象となるものは、いわゆる綿状のアスベスト、吹き付けアスベストの除去です。

**【委員】**

天井かなんかに吹き付けるものですか。

**【説明者】**

はい。なぜ吹き付けアスベストを対象にしているのかということですが、そのままにしていると飛散し、置いておくと危ないので、できる限りそういうものは早急に除去したいということです。製品になっているものは、壊したり砕いたりしない限りは比較的安定していますので、そういったものは次の課題ということで、補助金の対象は吹き付けアスベストとしています。

**【委員】**

予算とか人数とかを見ると、すごく大変だなと思いますけれども、新宿区で考えると、建物は古いものがたくさんあるので、将来の子どもたちのためにも、もう少し規模等を広げてもいいのではないかなと非常に感じました。

**【部会長】**

私からもよろしいでしょうか。1つは、この工事費の助成金には上限などはあるのですか。それを教えていただきたいのと、平成18年にアスベスト禁止になった時点で、区の方で悉皆調査など、アンケート調査のようなことをやられたりした経緯があるのかどうかということです。

**【説明者】**

まず、1点目の助成額の上限等ですが、調査費と撤去費それぞれあります。調査費については1件25万円が上限になりまして、かかった経費が対象になります。工事費については、戸建てのような建物につきましては1戸当たり50万円、かかった経費の3分の2ということです。比較的大きい事業所だとかマンションというような建物については300万円が対象になって、これもかかった経費の3分の2が限度ということになっています。

それから、悉皆調査をやったのかということですが、全てについて調査するのはなかなか現実的に難しかったのですが、その構造等から判断をしまして、一般的にアスベスト使われているのは鉄骨の建物です。吹き付けアスベストはその被覆材などに使われている場合が多いものですから、ある程度そういうものを絞って対象にしました。いろいろふるいにかけてアンケートを大体1,000棟ぐらいの建物にさせていただいて把握をしてきました。

**【部会長】**

把握をして、その上で助成の制度についてのPRをしたということでしょうか。

**【説明者】**

はい。

**【委員】**

アスベストの禁止というのは、やはりすごいことですよ。全国的に禁止なんですよ。

**【説明者】**

はい、そうです。

**【委員】**

吹き付けアスベストは、先程おっしゃったように一般的には鉄骨の被覆に使っているわけですから、普通の木造家屋では使われないのですよね。

**【説明者】**

あまり使わないと思います。

**【委員】**

そうすると、対象は限定されてきますよね。立入調査などは考えているのですか。このままでは、申請がなければ何もできなくなってしまうので。

**【説明者】**

アスベストの使用禁止は18年度からですが、実はその作業をするときの飛散防止のような規制はもう少し前からありました。例えば大気汚染防止法や東京都の環境確保条例というようなものによって、飛び散るような作業がある場合や解体がある場合には、東京都や新宿区に届出を下さいという規定がございます。その都度、見回りに行ったりパトロールはしています。

そこで漏れなくやることはなかなか難しいのですが、私どもの所管している事業の中にリサイクル法の届出というものがあります。撤去した建物がリサイクルできるように分別回収を促すものですが、そういった事業の中で、年に数回パトロールをして現場を確認したりすることはやってきております

**【委員】**

アスベストの吹き付けは、何年ごろから始まっているのですか。

**【説明者】**

定かではないですが、戦後、高度成長に合わせて鉄骨の建物が建ち上がってくる中で、一番完全に安く耐火被覆ができる材料の一つで出てきたと認識しております。

**【委員】**

新宿区の公共施設では、既に全て撤去されているのですか。

**【説明者】**

撤去をしたものと、そのままのものがあります。そのままのものについては、一般的には封じ込め対策をしています。要は外に出てこないような措置をしてとどめてしまう。ただし、建物を更新するときには、しっかりした対策をとって処分しています。

**【委員】**

達成率が50%ということですが、それを打破するためにどういう希望がありますか。予算を上げるとか、人員を増やすとか、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

**【説明者】**

直接的に考えているには事業を浸透させることです。知らない方もまだまだいらっしゃるのではないかと考えていますので、いろいろな方法でPRをしていく。もう一つは、今年3年目の事業ですので、ニーズと我々が提供するものに乖離があるかはもう少し検証して、改善するところがあればしていきたいと考えております。

**【委員】**

売却して解体するときには除去でいいですけども、リフォームのときに、あまりにも助成が少ないのではないかと。だからなかなか取りかかれないというような感じもしています。金額的なところでもう少し助成してもいいのかなと思うのですが。

**【委員】**

これは、飛散防止のためですね。

**【説明者】**

一義的には、飛散防止のためです。

**【委員】**

そうすると、先程おっしゃったように解体時が主になりますよね。戦後というと、もう60年以上になるので、解体している鉄骨の建物は随分あると思うのですが、建築課の申請書から見て、解体している、してないという調査をもっとやっていただいて、積極的に動いたほうがいいのではないかと。こちらから申請を待っているのではなくて。

**【説明者】**

今ある建物を、使ってらっしゃるところを取り壊してくださいという話もなかなか難しいですけども、今年度からは大きい建物も対象にしますので、もう少し不動産業界だとか建設業界に直接PRをしたいとは思っています。

**【委員】**

アスベストは全国的な問題になってますよね。国の政府の補助とか都の補助とか、そういうものと連携してやるということはあるのでしょうか。

**【説明者】**

新宿区が建築主の方にお支払いしている補助金の財源としては、国の補助金が入っています。

**【部会長】**

耐震診断は建築士協会などが協力してたと思うのですが、同じように、アスベスト調査診断協会とか、民間のいろんな団体を使って少し動きを展開させるといいなということも思いました。

では、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

それでは、計画事業56番「玉川上水を偲ぶ流れ」の事業のご説明をみどり公園課長からお願いいたします。

**【説明者】**

56番、玉川上水を偲ぶ流れの創出について、簡単に事業の説明をさせていただきます。

区の目指すまちの姿を示した新宿区総合計画があるのですが、ここでは新宿の地形や歴史、文化をまちの記憶として次世代に継承していくことが重要としまして、これらの保全や

再生に取り組んでいるところです。

玉川上水は、かつて新宿御苑の北側を流れておりました。しかしながら、現在は暗渠になってございまして、その姿を見ることはできません。

区では、この玉川上水に沿って、新たな水路であります内藤新宿分水を新宿御苑内につくるという取り組みを、平成17年度からスタートしております。まずは計画づくりということで、学識経験者の方や地元の区民の皆様なども参加していただいて、検討会を立ち上げて、基本計画を策定した後に、平成21年度から23年度までの3カ年を3区間に分けて工事を行いました。そして、平成24年3月、総延長540mの玉川上水の内藤新宿分水散歩道が完成したところです。

なお、この分水に使われている水は、新宿御苑の下を通っている国道20号、新宿御苑トンネルにある湧水をくみ上げて水源として活用しております。そういった意味で、有効利用を図っていると思います。

また、分水の構造は、玉石積みですとか、コンクリートを使わない、いわゆる粘土による施行です。人の手によってつくられた当時のイメージそのままを再現しているのが特徴です。現在では全て開通しており、緑豊かな沿路と涼しげな流れが織りなす景観が、新宿御苑を訪れる多くの皆様や地域の皆様に親しまれているところです。

この事業は、設計を含めて、平成20年度から23年度までの4カ年間にわたる事業で、計画事業としてはそれぞれ計画どおり、予定どおり進捗して完成したということです。今後は適切な維持管理に努めていくとともに、地域の皆様とも連携して、さまざまな機会をとらえて内外にPRしていきたいと考えています。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

**【委員】**

なかなか行けないのですが、昨日歩いてみました。確かにきれいになったと思います。

ただ、歩く人の時間帯が決まっちゃっているのですよ。それから新宿御苑の北側のには歩道がないので、歩道にして24時間開設したり、もう少し街灯をつけたり、この事業に伴ってそういうことをするのは難しいのでしょうか。

**【説明者】**

そこは新宿御苑内で、新宿御苑は国が管理しています。

**【委員】**

環境省ですね。

**【説明者】**

はい。御苑そのものが夜間閉鎖ということになりますので、なかなか難しいところです。

**【部会長】**

夜間のライトアップなどはあるのですか。

**【説明者】**

ライトアップみたいなのはやっていなくて、普通に歩ける程度の照明はついております。

【部会長】

夜はちょっと怖いですね。暗くて、静かで、人通りもないから。

【委員】

日中も暗いですよ。木立があって。雰囲気としてはいいのですけども。

【委員】

雰囲気はいいのでしょうね。

【説明者】

定期的に剪定はしておりますけれども、夏場などは木がかなり茂っていますので、逆に涼しくていいという印象を持たれているということもあります。

【委員】

あそこは、新宿門の方から来ると途中で急に歩道がなくなってしまうのです。渡る場所がないのですよ。あれだけせつかくいいものができたから、ぜひ国に話をして、あそこを通常の歩道として使えるようにしていただけると、憩いの場所にもなると思います。あそこは何人ぐらい通っているか、調べたことがありますか。

【説明者】

実態調査はしてないです。

【委員】

昼間の利用度がどのくらいあるかということを見て、そして皆さんの意見を聞いて、国を動かすぐらいのことをやっていただければ、利用価値はもっとあると思いますけどね。総予算でどのくらいかかっているのですか。

【説明者】

3億円です。

【委員】

もっと有効利用はしていただけるといいなと思っています。

【委員】

何か区民が喜ぶようなイベントとか、そういうものは企画なさっているのでしょうか。

【説明者】

定期的なイベントは、今のところ開催していませんし、また予定もないのですけれども、今年の3月にオープニングイベントで完成式典を行いました。細長いところでして、何かイベントというのも難しいのかなと思いますけれども。

【委員】

神田川の桜などは、桜の時期すごくいいですね。そういうような形で親しまれるような道が後世に続くと思うのですけどね。

【説明者】

御苑内で年に2回ほど、御苑が主催するイベントがあつて、そこに私ども参加して、分水を

紹介をさせていただいて、場合によっては職員がご案内するというのもしております。

**【委員】**

御苑の閉園時、月曜日は通れないのですか。

**【説明者】**

毎週月曜日は御苑が閉館なものですから、あそこも閉じてしまうという状況になります。

**【委員】**

閉館時も通れるといいと思っていますけどね。

**【説明者】**

現状をいろいろ調査しまして、国にも働きかけていきたいと思います。それが実現できればと思いますが。

**【部会長】**

塀はどういうものなのですか。

**【説明者】**

通常のフェンスです。道路とこの散策路の間は透けて見えるものになります。

**【部会長】**

中は見えることは見えるのですか。

**【委員】**

御苑の中は見えるのですけども、ただ入れません。

**【部会長】**

何かもったいないですね。

**【委員】**

せっかく予算をかけてつくられたものを、皆さん多分あんまりお知りにならないと思うので、小学校や中学校に広めて見学に行かれたり、つくった経緯を説明していただいて、子どもたちがもっと行ったら効果が出るというか、参加者も見学者も増えるのではないのでしょうか。

**【説明者】**

計画策定時に、近隣の花園小学校の生徒さんで、こういう道をつくるんだよ、こういう水路をつくるんだよというような勉強会みたいなものをやっております。

**【委員】**

とてもいい勉強になると思います。

**【部会長】**

その花園小学校は、これができた後にみんなで掃除に来るとか、何かそういうのがあるといいかもかもしれませんね。あるいは、生物はいるのですか。

**【説明者】**

今のところ確認はされていないですけども、魚がいるとかいないとか、そういう噂は聞いております。

**【委員】**

ホテルか何か放せたらいいですね。

**【部会長】**

何かそういう観察もしてみるとおもしろいかもしれないですね。空間をオープンにする話と、市民との関わりをつくるようなイベントを企画していただくと、よりよくなるのかなというような気がしますよね。

**【説明者】**

この事業は経常事業化されておりまして、計画事業としては終了扱いです。今後につきましては、この施設の維持管理を適切に行うという扱いになります。今おっしゃっていただきたいいろんな意見を参考にさせていただいた上で、何か新しいものが事業化できるかどうか、そういう検討は進めていきたいと思えます。今後は経常事業化されます。

**【委員】**

昔はベンチが多少あったと思いましたが、ベンチがなくなったような気がします。

**【説明者】**

新宿門の所にいくつかはあるのですけれども、老朽化したので整理させていただきました。

**【委員】**

そうですか。ベンチではなくてパイプでもいいのですけれども、ちょっと休めるようなところがあると、老人などはいいのではないですかね。そこで見て、その流れを音を聞きながらというのものもあるだろうし、何かもう少し人が寄ってくるような方法をやっていただくといいと思えます。

**【委員】**

将来的には水、ポンプが壊れて、そのまま干上がって終わりかなという気がしますが。

**【説明者】**

維持管理の中でメンテナンスも含めてやっておりますので、故障することはあるかもしれませんが、その際には修理します。

**【委員】**

人工河川だから、何か時代に逆行するような。例えば、玉川上水の暗渠の蓋を開けるとかというのだったら、まだ理解ができる気はするのだけれども、何か違う気がします。

**【説明者】**

かつてそこにあったであろうものを復元して、それを偲ぶというスタンスです。

**【委員】**

この水が湧水を使っていることの説明を案内書などで、小さい子でもわかるようにしていただけるといいと思う。

**【説明者】**

ベンチに看板がございますが、確かに大人向けのものだけです。

**【部会長】**

他はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、引き続き、計画事業52番「清潔できれいなトイレづくり」について説明をお願いいたします。

**【説明者】**

この事業は、区が平成21年度に策定いたしました、清潔できれいなトイレづくりのための指針に基づきまして、老朽化した公園のトイレや公衆トイレを計画的に改修していく事業です。

区は、区民や新宿を訪れる人にとって歩くことが楽しくなるまちをつくっていくことを目指しておりまして、まち歩きを楽しむ上で、誰もが利用できる清潔できれいなトイレは、なくてはならない重要な施設であると思っております。

区内の公園トイレは125カ所、それとは別に道路上などに公衆トイレ23カ所、合計148カ所ございます。これら公園のトイレや公衆トイレは老朽化が進んでおりまして、区では日常の清掃などにも力を入れているところですが、いわゆる3Kとか4K、こういったマイナスイメージが払拭できていないという現状がございます。こうしたきれいなトイレの要望の高まりに加え、近年ではバリアフリーですとか災害時の対応といった機能面からも、充実を図ることが求められています。

この事業は、公園トイレや公衆トイレの利用実態や老朽化の度合いなどを事前に調べて、改修の優先順位が高いと判断されたトイレを平成21年度から順次、改修を行っております。

第一次実行計画の期間中の実績としましては、公園トイレ、公衆トイレ合わせて、平成21年度は3カ所、平成22年度は7カ所、平成23年度は2カ所、計12カ所を改修しました。ただし、平成21年度と22年度につきましては、この事業以外で公園を全面改修するというような事業もありまして、こういったものとあわせてトイレを改修した箇所数を含んでいます。このため、公園トイレの指標1に対する目標達成率が21年度で200%、また、22年度では350%と大きく上回っています。これに関しては昨年度の外部評価結果で、目標数水準の設定が適切でないのではないかというご指摘もありましたので、今後は他の事業でのトイレの改修も含めた目標設定を検討してまいります。

また、公園トイレのバリアフリー対応の目標水準が14.3%と低くなっています。区内の公園は、比較的小規模なものが多くて、これらのトイレの約7割はユニット型、いわゆる置くような形のトイレです。これらの小さいトイレは平成7年以降の比較的新しいものが多く、優先順位としては低いことが要因になっています。しかしながら、バリアフリーという点では、これらのトイレについても改修対象に加えていくこととしておりまして、24年度、本年度は2カ所を改修する予定です。

なお、公衆トイレにつきましては、第一次実行期間中2カ所を改修する予定でしたが、このうち1カ所につきましては立地条件などから改修が困難であるため改修を見送り、代わりに平成23年度に公園トイレを1カ所追加することとしました。このため、公衆トイレの目標達成率は50%ですが、23年度の合計としましては、計画どおり2カ所を改修できたため、目標達成度は高い評価をさせていただいたところです。

簡単ですが、以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問ありましたら、お願いいたします。

**【委員】**

公衆トイレの設置基準というものはあるのですか。

**【説明者】**

どういふ公園に公衆トイレをつけるかという、そういう基準はないのですけども、都市公園法という法律で、公園の敷地面積に対してその建ぺい率が2%以下しか建物が建てられないというのがあります。100㎡だったら、2㎡の建物が建つが、それよりも小さい公園には2㎡の建物も建たないということになります。トイレ自体が建てられないということがありまして、そういう小規模な公園についてはトイレがない公園です。

**【委員】**

この間の震災のときに帰宅困難者がいっぱい出た、トイレが足りなくなったというようなことを聞いていたので、公衆トイレを公園ではなくて、例えば車に乗っている運転手さんが利用できるような場所に、もう少し新設をしてほしいと思いました。

**【部会長】**

2%以下しか建物が建てられないという話でしたね。そうすると、建てるか建てないかはこちらの意図でということになるのでしょうか。2%の面積は、その中にトイレを含むのか含まないのかというのは、こちらの判断になるのでしょうか。

**【説明者】**

トイレは含みます。

**【委員】**

トイレはつくらなければいけないということなのですか。

**【説明者】**

いえ、つくらなければいけないということではありませんが、当然その公園の利便性ですとか利用者のことを考慮しますと、基本的にはつけるということになっております。

**【委員】**

その場所ですけれど、公園へ行ってみると大体その中心に近いぐらいのところにあるのですよね。あれは防犯のためですか。

**【説明者】**

やはり、その公園の出入口から見通しがいいところに設置するというのが原則です。

**【委員】**

女性の方で、ああいう昼間に、大きな公園で入るといふ人は、なかなかいないですよ。だから、もうちょっと目隠しになるような何か植木を植えるとか、何か工夫していただけると、利用したい人はいると思いますけどね。

**【説明者】**

いわゆる六角形のトイレで、なかなか周囲の目隠しは難しいのですが工夫してみます。

**【委員】**

トイレの清掃は、この事業ではなくて、違う事業でやっているのですか。

**【説明者】**

公園の維持管理の中になります。

**【委員】**

公衆トイレが浮浪者の居住空間になっているという話を聞くのですけども、その対策は何かやっているのですか。

**【説明者】**

公園は、日常的に公園事務所が直接管理してございまして、そういう不適切利用があった場合は、そこの職員が行って指導するというような対応を、その都度やっています。

**【部会長】**

その公園事務所はどこ管轄の、どこの部署に入るのですか。

**【説明者】**

私どものところでございます。

**【委員】**

先程、公園にあるトイレが125カ所と聞いたのですけど、すごく少ないような気がします。震災があったときもそうですし、この新宿区の広さでこれだけしかないのかと、不安に思いまして。あと、子どもが小さいころには、やはりトイレがない公園は行けないので、すごく大変だったことを思い出したり、おむつを替えるのに広いバリアフリーのトイレをつくるのも大変ですけど、そういうこともできたら考えてくださるのですか。

**【説明者】**

基本的に、今後改修していくトイレは、バリアフリー対応を考えていますので、順次進める方針になっております。

**【委員】**

数をもっと増やしたりとか、そういうのは考えていらっしゃるのですか。

**【説明者】**

トイレを置いていない公園は、面積などいろんな事情があつて置けないのです。あまり利用されないような公園ですと、トイレがそもそもない場合もあります。その地域からトイレを付けてほしいというような要望があれば検討させていただきたいと思います。

**【委員】**

例えば、1カ所じゃなくて男女と必ず分かれているとか、そうでないと、女性は入りにくいのですし、公園にトイレがないと子どもも遊びに行かないかもしれない。衛生上の問題もあるかもしれませんが、数を増やしていただきたいのと、女性と男性を分けるとか、そういったことも感じました。

**【説明者】**

比較的規模の大きい公園は当然男女別で、さらに、誰でもトイレといいましてバリアフリー対応で、最近ではオストメイト対応をしております。難しいのは、トイレに入ったときに、その出口が1カ所しかないため事故や事件が起こる、というようなこともあって、出入口を2カ所つけるのを基本的に考えております。そうすると外から見えてしまうような問題がございまして、なかなか難しいところです。

**【委員】**

維持管理のことですが、去年、あるトイレに子どもが入ったのですが、なかなか出てこないで、どうしたかと思って、出てきたときに聞いたら、トイレットペーパーがなかったことが原因だったということがありました。トイレットペーパーが切れていたのかと思って見たら、ペーパーホルダーがなかったのですよね。トイレットペーパーを置いてないのが原則ということですけど、それは。

**【説明者】**

小規模な、いわゆる六角トイレはトイレットペーパーがないということです。

**【委員】**

トイレットペーパーがないということは、どこかに書いてあるのですか。

**【説明者】**

書いていないです。

**【委員】**

子どもたちにわからないですよ。

**【説明者】**

例えば、出入口に書くとかですかね。

**【委員】**

東京都で誰でもトイレを非常に推進していて、ものすごい数で増えてます。例えば、公園の誰でもトイレとか、新宿区では東京都のお金を使ってやっていくという考えはありますか。

**【説明者】**

改修の費用に東京都の補助金を活用はさせていただいてます。

**【委員】**

4年の計画で公園をどう整備していくのか、バリアフリーでトイレをどうつくっていくのかを、かなりいろいろな区の公園課の方がやっていたらしくて、新宿区も誰でもトイレをより増やしていくためには、東京都の補助等に応募される予定があるのですか。

**【説明者】**

東京都では東京トイレ事業をやっています。その中で地域ごとに設定してやっていく。新宿区も今までトイレの改修に使わせていただいております。確か、東京トイレ事業自体がもうなくなったと聞いておりますが。

区としては、今までも東京都の補助を活用して整備を続けているところです。別なメニューの福祉関係の補助も引き続きありますので、これから整備するトイレについてもそれらの補助

を使わせていただき進めてまいります。

**【部会長】**

話がずれてしまうかもしれないのですが、トイレが全体的に少ないというお話も出ています。すけれども、新宿区では防災公園みたいなものはないのでしょうか。例えば、ベンチの座面を外すとトイレになるとか、いろいろありますよね。そういうのはあるのでしょうか。

**【説明者】**

防災機能を持った公園は、東京都立公園が主になっております。いわゆる広域避難場所に指定している公園には、そういう機能があります。ただし、新宿区内の区立公園も震災などがございましたら、一時避難場所として付近の方が集まるスペースになっていますし、区立公園で一番大きい新宿中央公園は、去年3.11のときにも、周りのオフィスからかなりの人が集まって来たということがあります。そういうことで、比較的規模の大きい公園にはマンホールトイレと言いますか、災害用トイレと言いまして、マンホールに直接テントみたいなものをつくって、仮設のトイレにするような機能はあります。かまどベンチは備えているところは少ないのですけれども、地域の要望で付けている公園はいくつかあります。

**【部会長】**

そうですね、わかりました。他によろしいですか。

次に計画事業58番「新宿らしい都市緑化の推進」について説明をお願いいたします。

**【説明者】**

高度に都市化が進む新宿では、いわゆる地面だけで木や花を植えたりすることが非常に難しくなってきました。このため、地面だけではなくて、建物の屋上や壁面といった空間を活用した緑化や、新宿区内に神田川がありますが、こういう河川の護岸や、あるいは道路空間といった公共空間を活用した緑化を進めているのが現状です。

まずは、区が率先してこれらに取り組むことが重要で、指標の1つ目としては、公共設備の緑化箇所数を挙げております。具体的には、庁舎や学校などの区有施設の壁面や屋上を緑化することや、河川の護岸緑化、特に珍しい取り組みとしては、バス停の緑化というのがございまして、バス停そのものを緑化していく取り組みも行っております。

次に、空中緑花都市づくりと称しまして、民間建物の壁面や屋上を緑化していただく場合に、区がその費用の一部を助成しております。さらに、新宿花いっぱい運動で、道路の街路灯などにハンギングバスケットとって、かごみたいなものを道路沿い設置する、または、道路上に大型のプランターを置くなどということをやっています。

このうち目標達成が低かったものとして、屋上緑化や壁面緑化の助成が挙げられます。区は窓口での緑化相談や広報紙、ホームページなど、さまざまな機会を捉えてPRに努めてきたところですが、景気の低迷等の要因もございまして、建物の機能とは関係のない緑化までやっていただくのが難しいという印象です。しかしながら、公共施設の緑化では計画以上の箇所数を緑化することができました。このため、総合評価では計画どおりとしてございます。

なお、24年度から第二次実行計画で、「新宿らしい都市緑化の推進」という事業名を「新宿

らしいみどりづくり」に変更いたしまして、公共施設の緑化の一環としてビオトープの充実に取り組むとともに、新宿花いっぱい運動と空中緑花都市づくりを統合して、あわせて屋上緑化や壁面緑化助成の見直しを行ったところでございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

【委員】

屋上緑化、これは例えばうちの屋上にやりたいとか、うちの屋根にやりたいという、その相談というか、そういう申し込みとか何かそういうのがあるんですか、実際。

【説明者】

ございます。

【委員】

それは、相談に来てくださいというのは推進しているのですか。

【説明者】

パンフレットをつくっていきまして、窓口でも配っております。技術的なご相談ですとか助成金、そういったご相談にも応じているところです。

【委員】

太陽光パネルが主になって、せっかく屋上庭園をつくったのだけれども、太陽パネルをつければよかったと言うことも聞くのですが、何か2つが一緒になるような名案ってあるのですか。

【説明者】

緑化に適している場所、また太陽光に適している場所というのがそれぞれありますし、緑も、必ずしも日が当たらなければ育たないというものでもないので、その適材適所と言いますか、そういったところで棲み分けしていただくのがいいのかなと思いますけれども。

【委員】

助成の内容をお聞きしたいのですが、例えば生け垣を保護生け垣にしようといったときに、あれは十何mないとだめという規制があります。屋上の緑化についても、どのぐらいの規制でどのぐらいの助成が出るのかをお聞きしたい。

【説明者】

屋上緑化に関しては、いろいろ種類があるのですが、最大で工事費の2分の1、または1㎡当たり3万円のいずれか低い額になります。

【委員】

緑化って、1㎡どのぐらいのお金がかかるのですか。

【説明者】

植えるものの種類、施工の難易度にもよりますので、一概に㎡いくらとかは言いにくいのですけれども。

【委員】

昨日近所を歩いてみたら、コンクリやブロックで塀をつくったりしていて、そのブロックに危ないところがあったのです。そういうところに働きかけて、ブロックに緑化をしてもらって、犯罪が中で起こらないような形をとって、塀の方にも目を向けたらどうでしょうか。

**【説明者】**

これは都市計画部でやっているのですが、耐震化支援事業という事業がありまして、その中で、ブロック塀に関しても助成をしております。その中であわせて生け垣にしませんかという案内はしています。

昨年度の震災の後、全部の道路のブロック塀などの調査をいたしました。区内で約30カ所、ブロック塀が傷んでる個所があり、その30カ所全てに職員が直接伺いまして、こうした助成制度があるけれど、生け垣にすれば緑にもなりますし、倒壊等の恐れもないですよということで、一軒ずつ回りまして、そうした制度をPRいたしました。

**【委員】**

結果はいかがですか。

**【説明者】**

その方々からブロック塀を撤去したいという話は、残念ながらございませんでしたが、昨年度、震災以降は生け垣助成を申し込まれる方が非常に増えました。

**【委員】**

その生け垣に関しては、他部署で実施しているのですか。

**【説明者】**

生け垣そのものは、みどり公園課が所管になります。ただし、ブロック塀の撤去は震災対策という別の事業になります。

**【委員】**

生け垣って、すごい手間もかかるし、もし本気になって緑を増やそうとすると、お金もかかるわけです。例えば、そのハードルをもう少し低くしたらどうかと思うのですが。

**【部会長】**

生け垣助成は、この「新宿らしい都市緑化」には入らないということですね。

**【説明者】**

そうです。

**【委員】**

今ある生け垣がブロックになっていくのを防ぐことの方が安いのではないかと思いますけど。

**【委員】**

緑の生け垣をつくるために、それをつくるための研修会、例えば剪定の仕方の講習会だとか、生け垣に植えるものについて植え方だとか時期だとか、そっちの方面でも力を入れてくれると。

**【説明者】**

生け垣ではないのですが、みどりの講座というのを年に何回かやっております、その中では主にガーデニング系の講座が多いものですから、その中で生け垣も視野に入れてい

きたいと思います。

**【部会長】**

屋上緑化、壁面緑化の助成が少ない理由は何かということを知りたい。メンテナンスが大変なのか、そんなことも想定されるのですけれども。それに関連して、例えば高さの規制がかかっている、それを抜けるときは緑化率を増やすとか、何かそういうルールがあるか。そういうときにこういうものを使えるのかなと私の中にはイメージがあるのですけれども、それとの関係を、もしおわかりでしたら教えてください。

**【説明者】**

屋上は、例えば機械類ですとか、狭小な土地ですと、どうしても制約がありまして、使える部分は限られているというのが一番大きな理由だと思います。

緑化にしてしまうと、例えばそこで物を置けないとか、他に使えないとかということがあります。

**【部会長】**

壁面もそうですか。お隣のビルの間が狭いとか。

**【説明者】**

間口が狭いと、当然その開口部分が限られてきますので、できる範囲が限られてくるということがあります。

**【部会長】**

ただ、公共施設では、そういう話もきっと実現しているわけですね。大きな建物については、可能性はある。

**【説明者】**

そうですね。特に、新しくつくるようなものと、緑化をすることを前提に設計もしております。

**【部会長】**

そこで誘導されているということでしょうか。

**【説明者】**

はい。

件数は少ないと記載させていただいたのですけれども、予算上30件やることを目標にしておりまして、23年度はそれに対して8件だったので少ないと判断しております。一方で、昨年、23年度の周辺10区の自治体の屋上緑化の助成の実績を見ますと平均して7.7件です。ですので、新宿だけが飛び抜けて少ないということではなくて、むしろ一般的な数字かなと考えてます。

**【委員】**

ハンギングバスケットって、水はどうやってやるのですか。

**【説明者】**

水は、長いさおみたいな、先から水が出るような装置でやっています。

**【委員】**

壁面緑化も、水が大変なんですよ。

**【部会長】**

そうですね。メンテナンスが大変だと思いますね。

**【説明者】**

今の施設ですと自動灌水装置といって、自動的に水を時間になったら送るという装置があるのですが、民間の個人のお宅ですと、そこまでは難しいです。

**【委員】**

新宿らしい緑化というのは、割と人工的にハンキングバスケットとかをつくる、それから壁面緑化するなど、お金が非常にかかるものが多いと思うのですよね。だから達成度が難しいと思うし、新宿は特に小さいビルが乱立していたりしているので、他に本当の意味で新宿らしい、この過酷な条件の中でお金がかからない緑化の方法ってないのかなと思います。

**【部会長】**

そうなんですね。人工的だとトータルで見ると、エコではないような気がするのですよね。だから、新宿らしい都市緑化って一体何なのかということも、少し検討していただいた方がいいかもしれないですね。

**【説明者】**

やはりビルが多いということで、なかなかできるところが限られている。ある程度お金をかけないと逆にできないということです。ただし、それだけではなくて、実は新宿区内は緑が非常に多いのです。緑比率でいいますと23区では10番目です。都会に見えますけど、実は緑が多いということがあるのです。現在、進めています落合の方でも、区民ふれあいの森というのをつくっています。それが全部完成しますと、2.7ha、今は1.5ha、そこでもかなり増えます。一方でそういった取り組みをやっておりますので、全体としては緑化率は、少しずつですが増えていくと思っているところです。

**【部会長】**

貴重なお話、どうもありがとうございました。今日のヒアリングはこれで終了です。

次回は7月12日の木曜日、9時半からということになります。どうもお疲れさまでした。

<閉会>